

与那国町技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べて高額となっているのではないかとの国民等の激しい批判や指摘があるところです。その指摘を真摯に受け止め、今後も続く厳しい財政運営を考慮し、技能労務職員の給与等について、住民の理解と納得が得られるものとなるよう、総合的な点検を実施し、適正な給与制度の確立と運用が喫緊の課題となっています。

○技能労務職の給与に関する事項

(1) 給料表

行政職給料表（一）を適用

(2) 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当、特殊勤務手当を該当者に支給しています。

※ 技能労務職員に係る特殊勤務手当について
無し

(3) 昇給基準等

昇給基準については、昇給日を毎年1月1日と定め、その昇給の期間（基準期間）の勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

本町技能労務職員等の給与が民間の事業者に比べ高い水準となっていることを踏まえ、給与面においては、国や県の動向を注視し、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながらその都度適宜改正等の判断を行うと共に、職員数については、退職者不補充を原則とし、新規採用は行わず、技能労務職員等の削減を図っていきたいと考えております。

3 具体的な取組内容

技能労務職員等の退職者の不補充、事務事業の民間委託等により技能労務職員等の削減を図っていきます。